

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 宝窓委－ 2 5
- 2 案件名 令和 5 年度住基・印鑑・年金システム標準化対応に係る差異分析業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和 5 年（2023 年）11 月 30 日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本委託は、現在本市で稼働し、運用中の住民記録システム、印鑑登録システム及び国民年金システムに関して、国が定める標準仕様との差異分析に係る業務委託であり、現行システムの内容を分析し、課題を整理することで標準化後の業務を見据えた現行業務の見直し、システム移行計画の策定等を行うものである。
この目的達成のためには、現行システムを熟知するとともに運用保守を行っている上記相手方が最も適している。加えてこれらのソフトウェアの著作権を有しているのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2682

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－6
- 2 案件名 医療扶助オンライン資格確認に伴う生活保護システム対応業務委託
- 3 契約期間 契約日 ～
令和6年（2024年）3月31日
- 4 契約相手方
住所：秋田市南通築地15番32号
社名：北日本コンピューターサービス株式会社
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
生活保護における医療扶助オンライン資格確認の導入に向けて、既存の生活保護システムの改修およびネットワーク接続の作業等を実施することについて、上記の者は生活保護システムを開発し、ソフトの著作権を保有しているため、上記業者以外には、改修が不可能なため。
- 6 問合わせ先
課名：生活援護課 内線：2619

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－4
- 2 案件名 宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)12月31日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区東町126
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号及び5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

上記事業者は本市住基システムの構築、運用保守事業者であることから、今回構築する給付金システムで必須となる住基データの成り立ちを熟知しており、非課税世帯への給付金支給の際のシステム構築等を担った実績がある。また、今回の給付金については、非課税世帯への給付金支給の際の口座情報が活用できるため、同社に委託することで、迅速な業務遂行が可能である。

本業務は、価格高騰緊急支援として3万円を給付する事業に必要となるシステムの開発であり、一刻も早く実施する必要があることから、随意契約の相手方とする。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 物件名 ①宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
支給要件確認書及び送付・返信用封筒の印刷業務
- 2 納品場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所
- 3 履行期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)6月28日(水)まで
- 4 契約相手方 住所：大阪市中央区高麗橋4丁目1番1号興銀ビル2階
社名：株式会社広済堂ネクスト
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該業務は、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援として住民税非課税世帯等につき3万円を給付する事業に必要な確認書及び封筒の印刷、作成業務であり、一刻も早く実施する必要がある。
上記事業者は非課税世帯への給付金支給の際にシステム業者と連携し印刷業務等を担った実績がある。本業務も同じシステム業者を予定しており、上記事業者であれば印刷に取り掛かるまでの校正日程が短く、本市が求める期間までに成果物納入が可能であるため、随意契約の相手方とする。
- 6 問合わせ先
課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－6
- 2 案件名 宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)10月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町3－1 グランフロント大阪タワーB16階
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該業務は価格高騰重点支援として住民税非課税世帯1世帯につき3万円を給付する事業であり、コールセンター等の運用については一刻も早く受託者を決定する必要がある。上記事業者は宝塚市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター等運用業務を受託した実績があり、各種給付金事務における市民への窓口・電話対応、事務処理における経験も豊富であるため、確実かつ迅速な業務遂行が可能である。以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先
課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－9
- 2 案件名 児童手当管理システムにおける標準仕様書との比較作業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年（2024年）2月29日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区堂島2－4－27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現行の児童手当管理システムで実装している機能を確認する必要があり、当システムの販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－10
- 2 案件名 児童扶養手当管理システムにおける標準仕様書との比較作業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年（2024年）2月29日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区堂島2-4-27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現行の児童扶養手当管理システムで実装している機能を確認する必要があり、
当システムの販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外
では、著作権上の理由により不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 議会－5
- 2 案件名 「議会報かけはし臨時号」宅配業務（単価契約）委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 契約締結日 から 令和5年（2023年）7月10日
- 5 契約相手方
住所：伊丹市大鹿6丁目68番地
社名：ジャパンメッセージサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在、「議会報かけはし」（1部16頁）を定例会ごとに宅配することとして契約しており、広報たからづかとの合同配布が前提での単価契約となっている。
今回の1部4頁の臨時号の宅配業務については、発行日は令和5年7月1日を予定しており、広報たからづかと合同配布することで、より安価に配布できることから、現在の議会報及び広報たからづか宅配業務の受託業者である当該業者が、本業務を遂行するのに適当である。
- 7 問合わせ先
課名：議事調査課 内線：2097

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 60 号
- 2 案件名 売布小学校 学校給食用昇降機修繕
- 3 案件場所 宝塚市売布ガ丘 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 6 年(2024 年)3 月 29 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
当該昇降機修繕について、老朽化が進んでおり故障した場合、学校給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の死亡事故にも繋がりがねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。
当該業者は当該昇降機の製造メーカーであり、平成 30 年から令和 4 年まで学校給食用昇降機の保守点検業務委託契約をしており、現状の昇降機の状態を熟知しており、効率的かつ最適な修繕が行えること、その後の保守点検や安全維持管理を行えることから、当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 学校給食課 内線： 2178

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 61 号
- 2 案件名 長尾南小学校 学校給食用昇降機修繕
- 3 案件場所 宝塚市山本南 2 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 6 年(2024 年)3 月 29 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
当該昇降機修繕について、老朽化が進んでおり故障した場合、学校給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の死亡事故にも繋がりがねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。
当該業者は当該昇降機の製造メーカーであり、平成 30 年から令和 4 年まで学校給食用昇降機の保守点検業務委託契約をしており、現状の昇降機の状態を熟知しており、効率的かつ最適な修繕が行えること、その後の保守点検や安全維持管理を行えることから、当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 学校給食課 内線： 2178

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 66 号
- 2 案件名 安倉小学校 学校給食用昇降機修繕
- 3 案件場所 宝塚市安倉中 6 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 6 年(2024 年)3 月 29 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当該昇降機については、老朽化が進んでおり故障した場合、学校給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の死亡事故にも繋がりがねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。

昇降機の制御盤等の主要部分の修繕については、原則、製造メーカーが修繕を行うものですが、過去に他業者の定期点検により、製造メーカー以外の部品を使用していることや、購入後長期間が経過していることから、製造メーカーでは修繕できないとの回答がありました。

当該業者は平成 25 年度の昇降機大規模修繕において、各製造メーカーの昇降機に対応した部品交換をした実績があることや、平成 30 年から令和 4 年まで学校給食用昇降機の保守点検業務委託契約をしており、現状の昇降機の状態を熟知しており、効率的かつ最適な修繕が行えること、その後の保守点検や安全維持管理を行えることから、当該業者と特名随意契約を締結するものです。

7 問合わせ先

課名： 学校給食課 内線： 2178

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 67 号
- 2 案件名 宝塚中学校 学校給食用昇降機修繕
- 3 案件場所 宝塚市美座 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 6 年(2024 年)3 月 29 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当該昇降機については、老朽化が進んでおり故障した場合、学校給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の死亡事故にも繋がりがねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。

昇降機の制御盤等の主要部分の修繕については、原則、製造メーカーが修繕を行うものですが、過去に他業者の定期点検により、製造メーカー以外の部品を使用していることや、購入後長期間が経過していることから、製造メーカーでは修繕できないとの回答がありました。

当該業者は平成 25 年度の昇降機大規模修繕において、各製造メーカーの昇降機に対応した部品交換をした実績があることや、平成 30 年から令和 4 年まで学校給食用昇降機の保守点検業務委託契約をしており、現状の昇降機の状態を熟知しており、効率的かつ最適な修繕が行えること、その後の保守点検や安全維持管理を行えることから、当該業者と特名随意契約を締結するものです。

- 7 問合わせ先
課名： 学校給食課 内線： 2178